

夫婦関係調整調停について

1 夫婦関係調整（離婚又は円満調整）調停とは

夫婦間で離婚や円満な夫婦関係についての話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停は、非公開の場で、話し合いにより、実情に即した適正妥当な解決を図る手続で、公開の法廷で双方が主張、証拠を出し合って争い、裁判所がその当否を判断する訴訟（裁判）とは異なります。

離婚調停では離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子の面会交流をどうするか、養育費をどうするかを話し合うこととなります。離婚に際しての財産分与や年金分割、慰謝料についてどうするかといった財産等に関する問題も一緒に話し合うことができます。

この手続は非公開で行われます（裁判所の庁舎及び敷地内では録音、写真撮影、録画することはできません。）。

2 夫婦関係調整調停手続の流れ（別紙「離婚調停の手続の流れ」参照）

調停は、裁判官（又は家事調停官）及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めます。通常、期日では家事調停委員2名だけでお話を伺いますが、家事調停委員は、常に裁判官（又は家事調停官）と連絡を取り、相談しながら調停を進めます。

第1回調停期日の冒頭で、調停委員が調停についての説明を行います。その後は、調停委員が、公正中立な立場から、双方のお話を原則として交互に別々に伺い、双方の主張と争点を整理した上で、その内容を双方にそれぞれ伝えながら、話し合いが円滑に進むように助言したり、合意が成立するよう手助けしたりします。1回の調停期日は2時間程度で、おおむね30分ずつ交互にお話を伺います。

話し合いの結果、双方が合意し、調停委員会もその合意内容を相当と判断すれば、調停は「成立」し、合意内容を記載した調停調書を作成して手続が終わります。

一方、合意に至る見込みがないと判断される場合には、調停は「不成立」となり、手続が終了します。

3 書類の提出について

- (1) 裁判所に書類を提出する際は、A4版の用紙を縦に使い、左側にとじしろとして約2.5cmの余白を空けてください。なお、裁判所に提出した書類は、お返しできません。大切な書類は、コピーをご提出ください。
- (2) 申立人が提出する書類には、「甲1」、「甲2」、「甲3」～、相手方が提出する書類には、「乙1」、「乙2」、「乙3」～という形で、それぞれの書類の右肩部分に通し番号を記入し

てください（ただし、戸籍謄本、年金分割のための情報通知書は除きます。）。

- (3) 書類を提出する場合には、裁判所に提出するもののほか、反対当事者に交付する分としてコピーを1部提出するようご協力をお願いします。また、調停期日には、書類の原本（原本がない場合はあなた用の控え）を持参してください。

4 収入資料の提出のお願い

調停で婚姻中の生活費（婚姻費用）、養育費について話し合いを進めていく場合には、当事者双方の収入を明らかにする必要があります。

つきましては、あなたが用意できる当事者双方の収入を証明する資料を第1回調停期日に必ず持参してください。資料としては、例えば、源泉徴収票、確定申告書（控）、給与支給明細書等が考えられます。

5 調停記録の閲覧謄写について

- (1) 当事者は、裁判官の許可があれば、調停記録を見たりコピーをとること（閲覧謄写）ができます。閲覧謄写を希望される場合は、担当書記官までお問い合わせください。
- (2) あなたが裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られたりコピーをとられたりする可能性があります。あなたが作成する、あなたの考えや事情等を記載した書類等は、反対当事者にも読まれることを前提として作成してください（反対当事者に知られたくない事情等は、調停の席で調停委員にお話してください。）。
- (3) 提出する書類に反対当事者に知られたくない情報が記載されている場合は、その部分を読み取ることができないようマスキング（黒塗り）をした上で提出してください。
- (4) 提出する書類を反対当事者に見られたくない場合は、予めお申し出ください。別途、裁判所備付けの非開示希望申出書を作成・提出していただく必要があります。なお、非開示のご要望は尊重させていただきますが、裁判官の判断によっては、そのご要望に添えない場合もあります。

6 夫婦関係調整（離婚）調停の成立後の手続

- (1) 離婚を申し出た当事者は、調停調書の謄本（または省略謄本）の交付を受け、これを添付して、市区町村役場に離婚の届出をすることになります。なお、この届出は、調停成立後10日以内にしなければなりません。また、届出には、戸籍謄本の添付が必要になる場合があります。
- (2) お子さんの氏の変更（変更して親権者となった方の戸籍へお子さんを入籍させる手続）が必要な場合は別途申立てが必要ですので、調停終了後担当者へお尋ねください。

7 調停で決まったことを反対当事者が守らないとき

家庭裁判所に申出をして、義務者に対して、履行の勧告をしてもらうことができます。また、調停調書正本等に基づいて地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

8 調停で話し合いがまとまらなかったとき

「不成立」で終了し、さらに離婚等を求める場合は、訴訟（いわゆる裁判）を提起することになります。

9 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、財産分与や慰謝料はどのくらいもらえるのかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできません。弁護士や日本司法支援センター（法テラス）等にご相談ください。

日本司法支援センター （法テラス）

広島地方事務所（法テラス広島）

電話 050-3383-5485

受付時間 9:00～17:00

広島弁護士会

紙屋町法律相談センター

予約電話 082-225-1600

受付時間 9:30～16:00

法律相談センター福山

予約電話 084-973-5900

受付時間 9:30～15:00

（土・日・祭日を除く）

呉法律相談センター

予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30～16:00

ひがし広島法律相談センター

予約電話 082-421-0021

受付時間 9:30～16:00

広島北部巡回法律相談センター

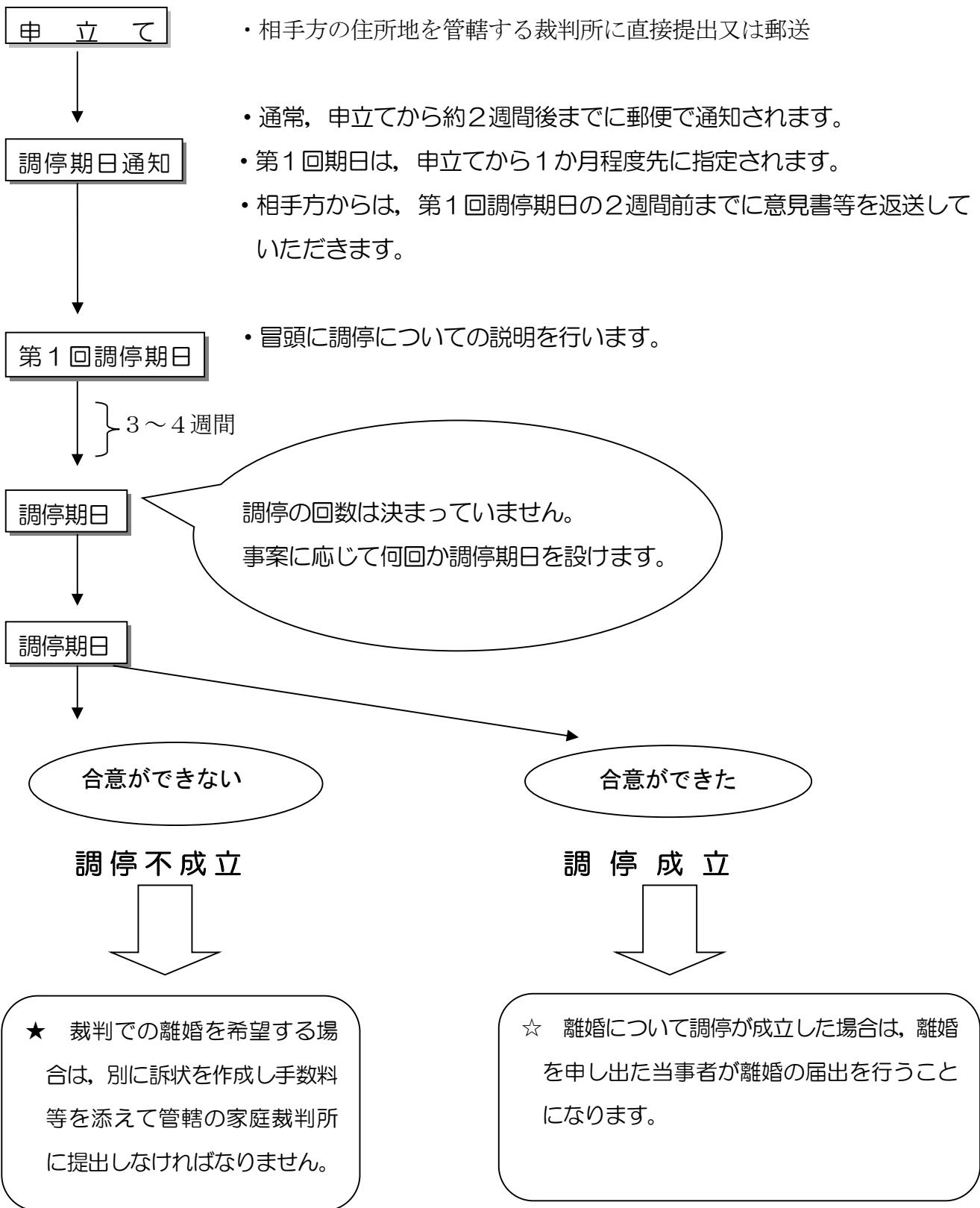
予約電話 0120-969-214

受付時間 9:30～16:00

各法律相談センターに関するウェブサイト

http://www.hiroben.or.jp/soudan_top.html

離婚調停の手続の流れ (一般的な流れを示したものです。)



問い合わせ先

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1 - 6

広島家庭裁判所調停係 担当書記官まで